

# 椋山女学園大学振興会会則

昭和54年4月1日施行

第1条 本会は、椋山女学園大学振興会といい、事務所を椋山女学園大学内に置く。

第2条 本会は、椋山女学園大学の教育及び研究振興に協力し、併せて会員相互の連携を計ることを目的とし、諸種の事業を行う。

第3条 本会は、椋山女学園大学に在籍する学生の父母をもって組織する。

第4条 本会には、次の役員、会計監査及び顧問・参与を置く。任期は1年とし、その任務は次のとおりとする。

会 長	1名	本会の会務を総理し、会議の議長となる。
副 会 長	2名	会長を補佐し、会長事故ある場合は職務を代行する。
書 記	3名	本会の書記を掌る。
会 計	2名	本会の会計を掌る。
会 計 監 査	4名	本会の会計を監査する。
顧 問 ・ 参 与	若干名	会長の諮問に応じ、会議に出席することができる。

第5条 本会の役員、会計監査及び顧問・参与は、次のように定める。

(1) 役員及び会計監査は、毎年度初めに評議員会において、役員選考委員会によって選出された候補者について承認を得て定める。役員選考委員会は、評議員会から推薦された各学部 に在籍する学生の父母である評議員各1名をもって構成する。

(2) 顧問・参与は、会長が必要に応じ、役員会に諮って委嘱する。

第6条 本会に評議員を置く。評議員は、各学部の各学年に在籍する学生の父母のうちから推薦された代表者各1名又は2名とし、任期は子女である学生の在籍期間とする。

第7条 本会は、次の会を持つ。各会は、構成員の2分の1以上出席して成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(1) 役員会は、本会の運営について審議企画する。役員会は、役員及び会計監査をもって構成し、会長がこれを招集する。

(2) 評議員会は、予算、決算及び役員承認等重要事項を議決し、会員に報告する。評議員会は、毎年度初めに会長が招集する。

第8条 本会の経費は、入会金2,000円、会費年額4,000円及びその他収入をもって充てる。

2 入会金は入学時の、会費年額は毎学年度の初めの、それぞれ別に指定する日までに、事務所に納入する。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 本会則の改廃は、評議員の議決を要する。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

1 本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条に規定する入会金・会費の金額については、昭和58年以後に入学した学生の父母について適用し、昭和57年度以前に入学した学生の父母については、改正前の金額を適用する。

附 則

本会則は、昭和58年6月11日から施行する。

附 則

本会則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和60年度以前に入学した学生の父母に対しては、第8条に規定する入会金・会費の金額について、改正前の金額を適用する。

附 則

本会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

本会則は、平成29年4月1日から適用する。